

第九十八号議案

仙台市個人情報保護条例の一部を改正する条例

仙台市個人情報保護条例の一部を改正する条例

仙台市個人情報保護条例（平成十六年仙台市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第九項」に改める。

第三十四条の二中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第五号の改正規定は、市長が定める日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正を考慮し情報提供等記録の訂正の実施をした場合においてその旨を通知する者の範囲を改める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九十九号議案

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例

第一条 仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「及び扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第十九条第一項中「第二条第四項ただし書」を「第二条第三項ただし書」に改める。

第二十四条第七項中「附則第十五条第十九項本文」を「附則第十五条第十六項本文」に改め、同条第八項中「附則第十五条第三十項第一号」を「附則第十五条第二十七項第一号」に改め、同条第九項中「附則第十五条第三十項第二号」を「附則第十五条第二十七項第二号」に改め、同条第十項中「附則第十五条第三十項第三号」を「附則第十五条第二十七項第三号」に改め、同条第十一項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同条第十二項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同条第十三項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同条第十四項を削り、第十五項を第十四項とする。

第三十三条の三第一号及び第二号中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

附則第二十七項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第三十八項中「次項において」を「以下」に改める。

附則中第四十三項を第四十六項とし、第四十二項を第四十五項とし、第四十一項を第四十四項とし、第四十項の次に次の三項を加える。

41 法附則第三十条第二項各号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第三十四条の規定の適用については、当該軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第三十七項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

42 法附則第三十条第七項の規定の対象となる三輪以上のガソリン軽自動車に対する第三十四条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第三十八項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

43 法附則第三十条第八項の規定の対象となる三輪以上のガソリン軽自動車に対する第三十四条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガ

ソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第三十九項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条 仙台市市税条例の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「、法附則第六十三条第一項並びに法附則第六十四条」を「並びに法附則第六十三条第一項」に改め、同条第十四項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 令和五年四月一日

二 第一条中仙台市市税条例第十三条及び第十九条第一項の改正規定並びに次項の規定 令和六年一月一日

(個人の市民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の仙台市市税条例第十三条の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和五年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の改正を考慮し一定の三輪以上の軽自動車に対する軽自動車税の種別割の税率の特例を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百号議案

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例（昭和四十三年仙台市条例第十七号）の一部を次のように改正する。
別表保育所仙台市中田保育所の項を削る。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

中田保育所を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百一号議案

仙台市下水道条例等の一部を改正する条例

仙台市下水道条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第二百三十一条の二第六項」を「第二百三十一条の二の三第一項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

- 一 仙台市下水道条例（昭和三十五年仙台市条例第十九号）第十一条の六第一項
- 二 仙台市農業集落排水事業条例（平成二年仙台市条例第五十三号）第十七条第一項
- 三 仙台市水道事業給水条例（昭和三十四年仙台市条例第一号）第三十三条

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年一月四日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第十九条第三項に規定する指定代理納付者による納付の方法については、なお従前の例による。ただし、当該者が同法第六条の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定を受けたときは、この限りでない。

理 由

地方自治法の改正に伴い、使用料等の徴収方法を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 102 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市青葉区役所大規模改修電気設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区上杉一丁目 5 番 1, 5 番 20, 5 番 21
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,100,000,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区大町二丁目 2 番 25号
ユアテック・太平電気共同企業体
構成員 仙台市宮城野区榴岡四丁目 1 番 1 号
株式会社ユアテック
構成員 仙台市若林区卸町東一丁目 4 番 23号
太平電気株式会社

第 103 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市青葉区役所大規模改修機械設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区上杉一丁目 5 番 1, 5 番 20, 5 番 21
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,353,000,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区木町通一丁目 2 番 4 号
アトマックス・金華工業商会共同企業体
構成員 仙台市青葉区木町通一丁目 2 番 4 号
株式会社アトマックス
構成員 仙台市宮城野区扇町三丁目 6 番 1 号
株式会社金華工業商会

第 104 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市青葉区役所大規模改修工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区上杉一丁目 5 番 1, 5 番 20, 5 番 21
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 672,650,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区立町27番21号
株式会社橋本店

第 105 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市博物館大規模改修機械設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区川内26番
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,166,000,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区昭和町 6 番10号
本山振興・興盛工業所共同企業体
構成員 仙台市青葉区昭和町 6 番10号
本山振興株式会社
構成員 仙台市宮城野区日の出町一丁目 1 番35号
株式会社興盛工業所

第 106 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 松森工場基幹的設備改良工事
- 2 工事施行場所 仙台市泉区松森字城前135番
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 契約金額 金 10,263,000,000円
- 5 契約の相手方 横浜市西区みなとみらい四丁目 4 番 2 号
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

第 107 号議案

財産の取得に関する件

次の財産を取得することにつき、仙台市財産条例第 2 条の規定により、議決を求める。

品 名	金 額	取 得 の 相 手 方	備 考
展示ケース	円 406,871,300	東京都港区港南一丁目 2 番 70 号 株式会社丹青社	仙台市博物館用

第 108 号議案

財産の処分に関する件

次の財産を処分することにつき、仙台市財産条例第 2 条の規定により、議決を求める。

所 在	地 目	地 積	金 額
仙台市蒲生北部被災市街地復興 土地区画整理事業施行地区内25 ブロック 1 - 1 ロット（土地区 画整理法第103条第 4 項の公告 があった日の翌日以後にあって は、仙台市宮城野区蒲生三丁目 9 番 1）	宅 地	平方メートル 40,663	円 2,480,000,000

第 109 号議案

訴えの提起に関する件

別記 1 に掲げる者を被告とし、別記 2 の請求の訴えを提起することにつき、地方自治法第96条第 1 項第12号の規定により、議決を求める。

別記 1

- 被告番号 1 東京都足立区中央本町一丁目 2 番11号
本町化学工業株式会社
- 被告番号 2 岡山県倉敷市酒津1621番地
株式会社クラレ
- 被告番号 3 大阪市西区千代崎三丁目南 2 番37号
大阪ガスケミカル株式会社
- 被告番号 4 岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目 1 番地の 1
朝日汙過材株式会社

別記 2

本市が締結した活性炭を購入する契約において被告らの行った不当な取引制限により本市が被った損害について、次のとおり請求するもの

- 1 被告番号 1 及び 2 に対し、連帯して、25,475,040円及びこれに対する平成27年 4 月23日から支払済みまで年 5 パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めるもの
- 2 被告番号 1 及び 3 に対し、連帯して、26,431,571円及びこれに対する平成28年 4 月18日から支払済みまで年 5 パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めるもの
- 3 被告番号 1 及び 4 に対し、連帯して、2,211,488円及びこれに対する平成29年 4 月18日から支払済みまで年 5 パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めるもの

第 110 号議案

損害賠償の額の決定に関する件

平成29年12月1日仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号仙台市立病院において発生した医療事故により [REDACTED] が死亡したことに関し、本市がその妻及び4人の子に対して支払う損害賠償の額を28,000,000円とすることにつき、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議決を求める。

第 111 号議案

字の区域の変更に関する件

本市の字の区域を次のとおり変更することにつき、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求める。

区域を変更する 字 名	左 の 区 域 に 編 入 さ れ る 区 域	
	字 名	地 番
茂庭字中ノ瀬東	茂庭字中ノ瀬中	4の2及びこの区域に隣接する水路等である公有地の一部並びに1の4に隣接する水路等である公有地の一部

備考 地番は令和3年6月28日現在のもの

第 112 号議案

市道路線の認定に関する件

市道の路線を次のとおり認定することにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議決を求め
る。

路 線 名	起 終 点
上 愛 子 平 治 4 号 線	仙台市青葉区上愛子字平治31番93 同 31番57
上 愛 子 平 治 5 号 線	仙台市青葉区上愛子字平治31番102 同 31番77
上 愛 子 平 治 6 号 線	仙台市青葉区上愛子字平治31番15 同 31番56
燕 沢 東 三 丁 目 2 号 線	仙台市宮城野区燕沢東三丁目177番 2 同 501番 6
山 田 本 町 9 号 線	仙台市太白区山田本町 5 番 3 同 5 番18
四 郎 丸 昭 和 中 3 号 線	仙台市太白区四郎丸字昭和中90番 2 同 94番16
四 郎 丸 昭 和 中 4 号 線	仙台市太白区四郎丸字昭和中94番 5 同 94番16

第 113 号議案

専決処分事項に関する件

地方自治法第179条第1項の規定により，特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専決処分したことにつき，同条第3項の規定により，報告し，承認を求める。

- 1 令和3年度仙台市一般会計補正予算（第8号）
- 2 令和3年度仙台市一般会計補正予算（第9号）
- 3 令和3年度仙台市一般会計補正予算（第10号）
- 4 令和3年度仙台市一般会計補正予算（第11号）

1 令和3年度仙台市一般会計補正予算（第8号）

令和3年度仙台市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,822,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ628,622,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年7月21日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		113,059,109	84,500	113,143,609
	2 国庫補助金	33,589,126	84,500	33,673,626
20 県支出金		54,588,517	5,737,500	60,326,017
	2 県補助金	32,150,205	5,737,500	37,887,705
歳入合計		622,800,943	5,822,000	628,622,943

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 経済費		66,072,811	5,822,000	71,894,811
	1 商工費	62,408,736	5,822,000	68,230,736
歳出合計		622,800,943	5,822,000	628,622,943

2 令和3年度仙台市一般会計補正予算（第9号）

令和3年度仙台市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,266,440千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ631,889,383千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月18日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		113,143,609	78,940	113,222,549
	2 国庫補助金	33,673,626	78,940	33,752,566
20 県支出金		60,326,017	3,187,500	63,513,517
	2 県補助金	37,887,705	3,187,500	41,075,205
歳入合計		628,622,943	3,266,440	631,889,383

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 経済費		71,894,811	3,266,440	75,161,251
	1 商工費	68,230,736	3,266,440	71,497,176
歳出合計		628,622,943	3,266,440	631,889,383

3 令和3年度仙台市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度仙台市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,114,260千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ637,003,643千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月26日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		113,222,549	32,260	113,254,809
	2 国庫補助金	33,752,566	32,260	33,784,826
20 県支出金		63,513,517	5,082,000	68,595,517
	2 県補助金	41,075,205	5,082,000	46,157,205
歳入合計		631,889,383	5,114,260	637,003,643

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 経済費		75,161,251	5,114,260	80,275,511
	1 商工費	71,497,176	5,114,260	76,611,436
歳出合計		631,889,383	5,114,260	637,003,643

4 令和3年度仙台市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度仙台市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,036,050千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ638,039,693千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月1日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		113,254,809	16,050	113,270,859
	2 国庫補助金	33,784,826	16,050	33,800,876
20 県支出金		68,595,517	1,020,000	69,615,517
	2 県補助金	46,157,205	1,020,000	47,177,205
歳入合計		637,003,643	1,036,050	638,039,693

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 経済費		80,275,511	1,036,050	81,311,561
	1 商工費	76,611,436	1,036,050	77,647,486
歳出合計		637,003,643	1,036,050	638,039,693

第 114 号議案

仙台市教育委員会の委員の任命に関する件

仙台市教育委員会の委員里村正治は令和 3 年10月 4 日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に任命することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、山田理恵

第 115 号議案

仙台市農業委員会の委員の任命に関する件

別紙の者を仙台市農業委員会の委員に任命することにつき，農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，柴田市郎

第 116 号議案

人権擁護委員候補者の推薦に関する件

別紙の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、意見を求める。

※上記別紙の者は、山内修，武田壽子，伊藤弘行及び齋藤弘美